

約款 新旧対照表

『基本約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第18条（本サービスの維持、管理等）	<p>第18条（本サービスの維持、管理等）</p> <p>1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、当社が発行したアカウントおよびパスワード、サーバ設備、通信設備、その他本サービスに関し利用者において維持管理を要する情報、機器、ソフトウェア、システム等につき、自己の責任において適切に管理するものとし、当該管理により生じた結果（当社が発行したアカウントまたはパスワードを第三者に開示し、漏洩または推知されたことにより生じた結果を含みます）につき当社に対し全責任を負うものとし、</p> <p>2. 利用者は、各本サービスに関し当社が利用者の利用に供した機器（当該本サービスの利用において、当社データセンター内に利用者が設置した、利用者が所有するサーバ機器等を含み、以下、「本件機器」といいます）に保存されたデータ（個人情報、機密情報その他当該本サービスの提供開始以降に本件機器の利用者用の領域上に保存されたすべてのデータをい、以下、「利用者データ」といいます）を、自己の責任と費用負担において管理し、バックアップを行うものとし、</p> <p>当社は、利用者データに対して何ら関与および開示するものではなく、事由の如何にかかわらず、次の各号に該当する事項について、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>i. 利用者データの漏洩、滅失等に関する発生</p> <p>ii. 利用者データの漏洩、滅失等に対する当社での予防</p> <p>iii. 利用者データの漏洩、滅失等が発生した場合の当社での対応</p> <p>iv. 利用者データの復旧</p> <p>3. 利用者は、事由の如何にかかわらず、解約または解除により、各本サービスの利用契約が終了する場合、当該利用契約の終了の日までに、当該本サービスに関する本件機器から利用者データを削除するものとし、当該利用契約が終了したにもかかわらず、当該本サービスに関する本件機器に利用者データが残置されていた場合、当社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し何らの責任も負わないものとし、</p>	<p>第18条（本サービスの維持、管理等）</p> <p>1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、当社が発行したアカウントおよびパスワード、サーバ設備、通信設備、その他本サービスに関し利用者において維持管理を要する情報、機器、ソフトウェア、システム等につき、自己の責任において適切に管理するものとし、当該管理により生じた結果（当社が発行したアカウントまたはパスワードを第三者に開示し、漏洩または推知されたことにより生じた結果を含みます）につき当社に対し全責任を負うものとし、</p> <p>2. 利用者は、各本サービスに関し当社が利用者の利用に供した機器（当該本サービスの利用において、当社データセンター内に利用者が設置した、利用者が所有するサーバ機器等を含み、以下、「本件機器」といいます）に保存されたデータ（個人情報、機密情報その他当該本サービスの提供開始以降に本件機器の利用者用の領域上に保存されたすべてのデータをい、以下、「利用者データ」といいます）を、自己の責任と費用負担において管理し、バックアップを行うものとし、</p> <p>当社は、利用者データに対して何ら関与および開示するものではなく、事由の如何にかかわらず、次の各号に該当する事項について、<b>第32条第2項ただし書に定める場合を除き、何ら責任を負うものではありません。</b></p> <p>i. 利用者データの漏洩、滅失等に関する発生</p> <p>ii. 利用者データの漏洩、滅失等に対する当社での予防</p> <p>iii. 利用者データの漏洩、滅失等が発生した場合の当社での対応</p> <p>iv. 利用者データの復旧</p> <p>3. 利用者は、事由の如何にかかわらず、解約または解除により、各本サービスの利用契約が終了する場合、当該利用契約の終了の日までに、当該本サービスに関する本件機器から利用者データを削除するものとし、当該利用契約が終了したにもかかわらず、当該本サービスに関する本件機器に利用者データが残置されていた場合、当社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し何らの責任も負わないものとし、</p>	<p>・当社の責任の免除につき、第32条第2項ただし書の場合については除外されることを明示いたします。</p>
第22条（個人情報等の保護）	<p>第22条（個人情報等の保護）</p> <p>1. 当社は、利用者の個人情報を、当社ホームページ上において定める「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとし、</p> <p>2. 当社は、利用者の個人情報を、当社ホームページ上において定める「個人情報の取扱いについて」に記載する利用目的の範囲内で利用します。</p> <p>3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で、利用者の個人情報を業務委託先に預託する場合があります。</p> <p>4. 当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に利用者の個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。</p> <p>i. 利用者本人の同意がある場合</p> <p>ii. 利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合</p> <p>iii. 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等がなされる場合</p> <p>iv. 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合</p> <p>v. 緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断した場合</p> <p>5. 当社は、利用契約が終了し、当社所定の保存期間が経過した時点で、利用者の個人情報または通信の秘密に属する情報を消去するものとします。ただし、当社所定の保存期間の経過後においても、当社が法令により保存する義務を負う場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保持することができるものとします。</p>	<p>第22条（個人情報等の保護）</p> <p>1. 当社は、利用者の個人情報を、当社ホームページ上において定める「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとし、</p> <p>2. 当社は、利用者の個人情報を、当社ホームページ上において定める「個人情報の取扱いについて」に記載する利用目的の範囲内で利用します。</p> <p>3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で、利用者の個人情報を業務委託先に預託する場合があります。</p> <p>4. 当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に利用者の個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。</p> <p>i. 利用者本人の同意がある場合</p> <p>ii. 利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関<b>等に</b>個人情報を開示する場合</p> <p>iii. 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等がなされる場合</p> <p>iv. 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合</p> <p>5. 当社は、利用契約が終了し、当社所定の保存期間が経過した時点で、利用者の個人情報または通信の秘密に属する情報を消去するものとします。ただし、当社所定の保存期間の経過後においても、当社が法令により保存する義務を負う場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保持することができるものとします。</p>	<p>・「等」字を修正します。</p>
第29条（契約期間、解約および自動更新）	<p>第29条（契約期間、解約および自動更新）</p> <p>1. 利用契約の契約期間は、利用開始日から1年を経過した月の末日までとします。</p> <p>2. 利用者が、契約終了日の前月20日までに（年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに）、当社所定の方法により解約の意思表示を行わない限り、<b>利用契約は更に1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。</b></p> <p>3. 前項にかかわらず、当社が契約終了日の前月20日までに（年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに）当該利用者に対し通知した場合、利用契約は延長されることなく終了するものとします。</p> <p>4. 第1項および第2項の定めにかかわらず、利用者は、契約期間内であっても、第15条に定める最低利用期間の経過以後、当社に対し前月20日までに<b>通知することにより、翌月末日をもって利用契約を解約することができます。この場合、法人または個人事業者を除く利用者の利用契約であって、当該本サービスの支払方法が年間一括払いであるものについては、当該本サービスの月額料金に契約開始から解約までの期間の月数を乗じた額および当社所定の手数料を差し引いた金額を返金するもの</b>とします。</p>	<p>第29条（契約期間、解約および自動更新）</p> <p>1. 利用契約の契約期間は、利用開始日から1年を経過した月の末日までとします。</p> <p>2. 利用者が、契約終了日の前月20日までに（年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに）、当社所定の方法により<b>契約を終了する旨の</b>意思表示を行わない限り、<b>利用契約は更に1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。</b></p> <p>3. 前項にかかわらず、当社が契約終了日の前月20日までに（年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに）当該利用者に対し通知した場合、利用契約は延長されることなく終了するものとします。</p> <p>4. 第1項および第2項の定めにかかわらず、利用者は、契約期間内であっても、第15条に定める最低利用期間の経過以後、当社に対し通知することにより、<b>通知の行われた月の末日をもって利用契約を解約することができます。ただし、利用者が通知の行われた月の翌月以降の料金の全部または一部をすでに支払っている場合は、当該料金に対応する期間の終了日をもって解約となります。また、この場合であっても、個人事業者としてまたは事業上のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます）の利用者が年間利用料金をすでに支払っている場合は、通知の行われた月の末日をもって解約とし、当該本サービスの月額料金に契約開始から解約までの期間の月数を乗じた額および当社所定の手数料を差し引いた金額を返金するもの</b>とします。</p>	<p>・「等」字を修正します。 ・契約期間中の解約について、原則として解約通知の行われた月の末日をもって解約することを可能とする変更に伴うものです。</p>
附則第1条（適用開始）	<p>附則第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成23年8月30日から適用された基本約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年4月1日より適用されます。</p>	<p>附則第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成26年4月1日から適用された基本約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年11月2日より適用されます。</p>	<p>・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>